

前号目次

- I. 関連意匠制度(類似意匠制度)の歴史的概観
- II. 令和元年改正関連意匠制度

Ⅲ. 「自己の意匠」(意10条2項、8項)

1. 登録要件判断資料から除外される「自己の意匠」

1) 物品等が公知になった時に新規性を失う意匠

意匠法3条1項1号及び2号に規定する出願前に公知となった意匠(公知意匠)について、『意匠審査基準』(令和5年12月、以下『基準』という。)(Ⅲ部2章1節2.1)1頁(注)は、「刊行物に記載される等して公知となった物品等に係る意匠はもちろんのこと、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠(例えば部品に係る意匠)であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、新規性の判断の基礎とする資料として取り扱う。また、意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具

体的な形状等を識別できるものについても同様に、新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱う」と述べる(下線は筆者記入。以下同じ)。したがって、公知となった製品や意匠公報等において公開される公知意匠とは、①公知物品等に係る意匠(全体意匠)、②公知物品等に含まれる部品に係る意匠(部品意匠)及び③公知物品等の部分に係る意匠(部分意匠)である*1。その具体的事例として、『基準』(Ⅳ部1章6.2)31頁は、「公開されている公知意匠が操作画像の表示された腕時計型情報端末機である場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、腕時計型情報端末機の意匠だけではなく、部品として認識可能な腕時計型情報端末機用ベルト、腕時計型情報端末機本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、腕時計型情報端末機や操作画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれる」と述べる[図1]。

したがって、物品等に係る意匠が公知意匠となった場合、複数の多くの意匠(当該全体意匠のみなら

●図1

